

農業振興部公共事業等評価シート

				NO	永野 - 1
事業名	農地整備事業(中山間地域型)	地区名	永野	市町村名	香美市
事業期間	平成30年度～34年度	事業主体	高知県		
総事業費	452,000千円	負担割合	(国)55% (県)30% (市)10% (地元)5%		

◇ 事業概要

①対象者(受益者)

面積(ha)				受益者口戸
田	畑	その他	計	
18.7	1.2	-	19.9	86

②目的

本地区の営農は、水稻主体の経営であるが、経営規模は小さく、生産基盤が未整備であるため規模拡大も困難な状況にある。また、地域の農業者の高齢化が進んでおり、後継者も不足している状況で、地域内では遊休農地の増加が懸念される。

そのため、本事業を導入し生産基盤を整備することにより、農地の高度利用化を図る。併せて、既存の集落営農組合を担い手の1つとして発展させていくために設立した法人に、農地中間管理機構を活用して農地の利用集積を行い、有機農法を実践する既存法人との2者で地域農業の安定及び発展を図る。

③整備手法(事業内容)

事業内容

工種区分		工事内容		工事費(百万)
生産基盤整備	区画整理	整地工	A=19.9ha 耕区30×70m	204
		道路工	L= 1.9km W=3.0m、4.0m (内舗装1.4km)	28
		用水路工	L= 3.6km ベンチリウム 250～450 大型リウム 600×500	61
		排水路工	L= 2.3km 大型リウム 300×300～ 600×500 柵渠900×600～1100×600	70
	計			363
測量試験費他		実施設計、換地、移転補償 他		89
計				452

担い手育成対策

現況	目標(H39年度)
法人 8.4ha 2組織	→ 法人 16.2ha 2組織

1 対象者とそのニーズ

①現状と課題

○現状

本地区は、一級河川物部川沿いに展開する農地で、地区中央を県道久保大宮線が縦断している。地区の平均地形勾配は、1/4.1と急勾配である。耕地状況としては、一筆が2～10a程度の小区画農地が大半を占めており、不整形で経営条件向上の阻害要因となっている。また、地域の農業者の高齢化が進んでおり、後継者も不足している。

○課題

1. 小区画かつ不整形な農地が大半を占めており、経営条件が悪い。
2. 石積水路が多く存在しており、漏水が確認されるなど老朽化が進んでいる。
3. 地区内の道路は狭隘な路線が多い。
4. 農業就労者の高齢化が進み遊休農地となっている。

②解決方法

○解決手法

1. 集落営農組合を発展させた法人に、農地利用集積（利用権設定及び農作業委託）を図り、新たに高収益作物を導入し、地域営農の安定と発展を図る。
2. ほ場整備を実施し、条件の悪い農地を優良農地とする。

③未対策の場合の影響

・農業就労者の高齢化の進行と共に、遊休農地が拡大し、地域農業が衰退・破綻する恐れがある。

2 整備手法の選択理由

①これまでの営農方法

1. 集落営農組合が作業受託を行い、遊休農地の発生を防いできた。

②ニーズへの適合性

1. ほ場整備を行うことで、優良農地となり農地利用集積が進む。また、用水路等の維持管理労力の軽減が図られる。
2. 法人に農地利用集積を行うことで、地域営農の安定と発展が図られる。

③他に考えられる整備手法より、この手法が優れていると考えている理由

・本地区の生産基盤は、道路や水路が未整備であること、また区画条件の悪い農地があるなど、複合的な課題を有しているため、水路、道路、ほ場の整備を総合的に行える、ほ場整備の実施が最も有効である。

3 事業の全体コストの把握

①総投資額（ランニングコストを含む）に対する費用対効果

総便益 (B)	総費用 (C)	投資効率 (B/C)	
748,503千円	÷ 430,907千円	= 1.73	≥ 1.00

②事業主体の負担額及び対象者（受益者）の負担額の妥当性

	負担率	負担金額（千円）	
国	55	248,600	
県	30	135,600	
市	10	45,200	
地元	5	22,600	(農家負担額 114千円/10a)
合計	100	452,000	

○香美市の負担について
市の負担金については、必要な投資として了解を得ている。

○受益者負担について
農家負担額については、了解を得ている。
農家負担を判定する増加所得償還率は3.3%で、目安となる40%を下回っている。

4 目標水準

目 標	基盤整備を実施し、農用地利用集積促進土地改良整備計画等に基づき法人（担い手）に農地利用集積することにより、遊休農地の解消及び防止を図り、地域農業の継続的発展を図る。
-----	--

(1)担い手の育成

- ・ 地域農業の担い手として、集落営農組織から法人を設立済みである。
- ① 目的
 - ・ 農地を預かることで、将来も安定的に農地の維持管理が出来る。
 - ・ 地域の就労の場として位置付け。
 □利用可能な国や県の施策を有効に活用し、経営の発展と安定を目指す。
- ② 組織の構成
 - ・ 受益者より出資者（組合員）を募り農事組合法人を設立。
 - ・ 農事組合法人は理事等（組合長、副組合長、会計、会計監査、機械・オペレーター担当）で運営する。
- ③ 事業内容
 - 水稻栽培： 9.9ha
 - 園芸栽培： ねぎ（カットネギ） 3.0ha
 - 作業受託： 基幹3作業＋乾燥調整

※数値は作付面積で表示

④ 経営形態移行の計画

現況		目標 (H39年度)	
法人	(8.4ha 2組織)	法人	(16.2ha 2組織)
販売農家	(12.0ha 32戸)	個別経営農家	(3.7ha 13戸)
土地持ち非農家	(1.2ha 54戸)	土地持ち非農家	(ha 73戸)
計	(21.6ha 2組織, 86戸)	計	(19.9ha 2組織, 86戸)

(2) 作付け計画

(作付面積 単位 : ha)

	水稻	しょうが	ねぎ	ブロックリー	ねぎ (カッドネギ)	ブロックリー (裏)	遊休農地		計	備考
現況	13.8	1.5	2.7	0.8			1.1		19.9	本地率 田93% 畑92%
計画	10.8	2.9	1.0	0.8	3.0	(0.4)			18.5	
作付け増減	△ 3.0	1.4	△ 1.7	0.0	3.0	(0.4)			△ 0.3	

※作付面積は、整地面積に本地率を掛けたもの

なお、水田裏作のブロックリー0.4haは面積に反映していない。

現 状	水稻、露地園芸の経営が行われているが、生産基盤が未整備なため、露地園芸の規模拡大要望に対応できていない。また、遊休農地が増加している。
-----	---

5 その他（事業を推進するために必要な法令上の許認可手続き（地元の同意状況を含む）や課題等）

- ・ 土地改良法に基づく法手続、土地改良区の設立は平成29年度中に行うが、いずれも仮同意は得られており、地元同意は十分にとれる見込みである。
- ・ 道路協議における協議事項については、関係機関と調整済み。
- ・ 埋蔵文化財については、関係機関と調整済み。